



2019年5月14日

各 位

会 社 名 FRACTALE株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀江 聡寧
(コード番号 3750 東証第二部)
問合せ先 経営企画部長 関本 秀貴
(TEL. 03-5501-4100)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬として株式報酬型ストック・オプションの付与を行うことの承認を求め、同年6月26日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して企業価値・株主価値の向上に対する意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、後記2記載の内容によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

なお、本件新株予約権については、新株予約権の割当てを受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、支払金額と同額の報酬請求債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件とするため有利発行には該当せず、そのため取締役会決議により発行することといたしたく存じます。

2. 議案の内容

(1) 報酬等の額

当社の取締役の報酬額につきましては、2018年6月20日開催の第14回定時株主総会において「年額50百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認頂いておりますが、本件新株予約権は当該報酬等とは別枠で、年額30百万円以内の範囲で割当てることをお願いするものであります。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、今般、付議予定の取締役選任に関する議案が原案どおり可決されますと、新株予約権の付与対象者となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

(2) 報酬として割当てる新株予約権の内容

①発行する新株予約権の総数

600個を1年間の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式60,000株を1年間の上限とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式の分割または株式の併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。

③新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算定された公正価額を基準として当社取締役会により決定される額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額に代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

⑤新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から20年以内で、当社取締役会が定める期間といたします。

⑥新株予約権の行使の条件

新株予約権者は上記⑤の期間内において、当社の取締役または社員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものといたします。

⑧その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものといたします。

以 上